

徳島市子育て応援・支援団出前事業実施要領

(趣 旨)

第1条 子育てを応援・支援したい保育士、保健師、栄養士などの資格を持つ人や子育て経験者などを徳島市子育て応援・支援団（以下「応援団」という）として登録し、児童館や子育てサークル、市民グループなどの依頼に応じて、遊びや子どもの健康管理、しつけの指導などをするために応援団を派遣するものとする。

(応援団の登録及び登録の抹消)

第2条 応援団への登録希望者は、子育て応援・支援団登録申請書を親子ふれあいプラザに提出し、市が指定する研修を受けるものとする。

- 2 市は研修を修了した者を応援団として正式登録するものとする。
- 3 登録の抹消は、登録されている本人の申し出によるものとする。

(応援団の派遣)

第3条 応援団の派遣先は、徳島市内の児童館、子育てグループなどの団体とし、個人への派遣は行わないものとする。

- 2 団体とは、5組以上の親子または10名以上の子育て中の者や支援しようとする者の参加があり、参加者の半数以上が徳島市民である集団をいう。
- 3 応援団の派遣を希望する団体（以下「派遣希望団体」という）は、原則として派遣希望日の10日前までに子育て応援・支援団派遣申請書（以下「派遣申請書」という）を親子ふれあいプラザへ提出しなければならないものとする。
- 4 派遣申請書の提出を受けた時は、派遣内容等検討し、派遣要件を満たしていると認めるときは、速やかに応援団として派遣する者（以下「派遣者」という）を決定し、派遣希望団体及び派遣者に通知するものとする。
- 5 派遣にあたっての必要経費（材料費等）は、主催者の負担とする。

(派遣終了の報告)

第4条 派遣者は、派遣終了後、子育て応援・支援団出前事業終了報告書（以下「報告書」という）を親子ふれあいプラザへ提出しなければならない。

(応援団の報酬等)

第5条 応援団の派遣については派遣時間により謝礼を支給する。

- 2 謝礼は、派遣終了後、報告書の提出があった者に支給する。
- 3 謝礼額は、別に定める。
- 4 派遣にあたって、交通費は支給しない。
- 5 派遣者の傷害保険は市が加入し、事故あるときは保険契約の範囲内で保障するものとする。

(秘密の保持)

第6条 派遣者は、派遣中に知り得たことを、第三者に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 応援団に関する庶務は、保健福祉部福祉事務所子育て支援課で処理する。但し、応援団の登録、派遣については、親子ふれあいプラザにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、応援団の派遣に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年5月15日から施行する。